

予算決算委員会文教厚生分科会 会議録

日 時 令和7年12月11日(木)

午前10時35分開会、午前11時45分閉会

場 所 第2委員会室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 協議事項

(1) 付託された議案の審査

①議案第92号 令和7年度土浦市一般会計補正予算(第4回):第1表歳入歳出予算補正歳出中第3款(民生費)、第4款(衛生費)(第1項(保健衛生費)に限る。)、第9款(教育費)、第2表繰越明許費中(小学校施設大規模改造事業、水郷プール整備修繕事業)、第3表債務負担行為補正中(土浦市社会福祉センター指定管理者指定管理料、新治総合福祉センター指定管理者指定管理料、土浦市障害者自立支援センター指定管理者指定管理料、土浦市老人福祉センター「湖畔荘」指定管理者指定管理料、土浦市老人福祉センター「うらら」指定管理者指定管理料、土浦市ふれあいセンター「ながみね」指定管理者指定管理料、荒川沖東部地区学習等供用施設指定管理者指定管理料、荒川沖西部地区学習等供用施設指定管理者指定管理料)

4 閉 会

出席委員(8名)

委員長	田中	義法
副委員長	矢口	勝雄
委 員	吉田	千鶴子
委 員	鈴木	一彦
委 員	勝田	達也
委 員	福田	勝夫
委 員	平岡	房子
委 員	根本	法子

欠席委員(なし)

説明のため出席した者(23名)

保健福祉部長	水田	和広
社会福祉課長	川村	明弘
障害福祉課長	白田	博規
高齢福祉課長	中山	悟
国保年金課長	武井	衛

健康増進課長	佐藤 千加子
こども未来部長	真家 達成
こども政策課長	細野 賢司
こども包括支援課長	直井 洋明
保育課長	塚本 富美代
教育長	入野 浩美
教育部長	加藤 史子
参事	中島 健一郎
教育総務課長	山口 晃一
学務課長	塚本 耕司
学校給食センター所長	渡辺 直子
生涯学習課長	矢内 良則
図書館長	武藤 修美
文化振興課長	佐賀 憲一
博物館副館長	関口 満
上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長	比毛 君男
スポーツ振興課長	日高 寿志
指導課長	郡司 茂樹

事務局職員出席者

主 幹 高橋 陽平

傍聴者（なし）

○田中委員長 ただ今から予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。委員の皆様にお願ひです。審査の中で分科会長報告の中に意見として入れたい事項がありましたら、発言をする時に意見として入れたい旨を言ってください。それでは、協議事項(1)付託された議案の審査に入ります。議案第92号令和7年度土浦市一般会計補正予算(第4回)第1表歳入歳出予算補正歳出中第3款民生費、第4款衛生費(第1項保健衛生費に限る。)、第9款教育費、第2表繰越明許費中(小学校施設大規模改造事業、水郷プール設備修繕事業)、第3表債務負担行為補正中(土浦市社会福祉センター指定管理者指定管理料、新治総合福祉センター指定管理者指定管理料、土浦市障害者自立支援センター指定管理者指定管理料、土浦市老人福祉センター「湖畔荘」指定管理者指定管理料、土浦市老人福祉センター「うらら」指定管理者指定管理料、土浦市ふれあいセンター「ながみね」指定管理者指定管理料、荒川沖東部地区学習等供用施設指定管理者指定管理料、荒川沖西部地区学習等供用施設指定管理者指定管理料)を

議題といたします。第3款民生費から指名はしませんので、執行部より順次説明をお願いいたします。

○川村社会福祉課長 それでは、資料の39ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、備考欄の職員人件費につきましては、人事異動に伴う職員構成の変動による増でございます。備考欄その下、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、それぞれの特別会計繰出金につきましては、繰出金の減に伴う補正でございます。

○武井国保年金課長 つづきまして、2目国民年金事務費でございます。2節給料から4節共済費につきましては職員4名分の人件費で、人事異動に伴う職員構成の変動により減額補正するものでございます。

○白田障害福祉課長 議案書40ページをお願いいたします。3目障害者福祉費、19節扶助費の増額補正につきましては、特別障害者手当等支給事業及び自立支援医療給付費事業におきまして受給者が増加したことにより予算に不足が生じますことから、補正をお願いするものでございます。つづいて、4目つくしの家管理運営費、2節給料から4節共済費の減額補正につきましては職員の人件費で、人事異動に伴う職員配置構成の変動によるものでございます。

○中山高齢福祉課長 つづきまして、5目老人福祉費につきましては重層的支援体制整備事業を担当する2名分の職員人件費で、2節給料から4節共済費につきましては人事異動により増額補正をするものでございます。

○細野こども政策課長 つづきまして、2項の児童福祉費になります。1目児童福祉総務費中の職員人件費は34名の人件費で、4月の定期異動により当初予算編成時の職員配置との間に相違が生じたため、給与等が当初見込みよりも増額したことにより計上するものでございます。つづきまして、41ページをお願いいたします。2目児童福祉対策費の出産子育て応援事業、経済的支援は昨年度概算で交付を受けました出産子育て応援交付金の給付金につきましては、概算交付額と実績に基づく所要額の差額分である180万円を返還金として計上するものでございます。

○直井こども包括支援課長 その下の児童福祉利用者支援事業、妊婦等包括相談支援、重層的支援体制整備事業でございますが、9万1,000円の増額となっております。令和6年度出産子育て応援事業の伴走型相談支援、具体的には妊娠から出産まで妊婦に寄り添った支援を行うもので、助産師等の人件費が主なものでございます。この事業について受領していた交付金を実績精算した結果、一部返還が生じたことから、返還金の増額補正をするものでございます。

○細野こども政策課長 同じく2目児童福祉対策費の妊婦支援給付金支給事業は、現在の給付金システムを全国的な情報連携に対応するための改修に要する電算委託料

のほか、給付の対象者が今年度から流産・中絶された方も対象になったことなどにより当初見込みを上回る支給件数が見込まれるため、給付金の増と併せまして計上するものでございます。つづきまして、3目児童手当費の児童手当支給事業は昨年10月の制度改正による支給対象者の抜本的な拡充に伴いまして、支給事務を円滑に行うために概算で交付を受けました児童手当制度改正実施円滑化事業に係る交付金につきまして、実績に基づく所要額との差額分である金額を返還金として計上するものでございます。

○塚本保育課長 5目保育所費です。右側の説明欄を御覧ください。職員人件費につきましては2節の給料から4節の共済費まで、人事異動に伴う職員構成の変動により減額補正を行うものでございます。つぎに、6目私立保育園費です。同じく右側の説明欄を御覧ください。一つ目の私立保育園運営事業についてでございます。19節の扶助費は公定価格の改定に伴い民間保育所等への施設型給付費が不足することが見込まれるため、増額補正をお願いするものでございます。なお、本予算の財源内訳は、国2分の1、県4分の1、市4分の1となります。22節の償還金利子及び割引料は令和6年度の給付に対する国庫交付金、具体的には子どものための教育・保育給付交付金について実績報告の結果、一部返還が生じたことによる増額補正でございます。二つ目の私立認定こども園運営事業については、同じく22節の償還金利子及び割引料ですが、こちらも令和6年度の子育てのための施設等利用給付交付金について実績報告の結果、一部返還が生じたことによる増額補正でございます。資料の42ページをお願いします。三つ目の国庫支出金返還事業についてでございます。22節の償還金利子及び割引料は、令和6年度の子ども子育て支援交付金を活用して実施した事業の実績報告において、特に一時預かり事業の児童数が当初の見込みより下回ったため、交付金の一部返還が生じたことによる増額補正でございます。つづきまして、7目児童館費です。2節の給料から4節の共済費は、人事異動に伴う職員構成の変動により補正を行うものでございます。

○直井こども包括支援課長 つづきまして、9目つくし学園費でございますが、療育支援センター職員の人件費となっております。2節給料から4節共済費につきましては、職員が当初予定された数よりも減のための減額補正となっております。

○塚本保育課長 つづきまして、13目放課後児童費について御説明いたします。右側の説明欄をお願いいたします。放課後児童クラブ、放課後子ども教室推進事業についてでございます。令和6年度の実績報告において児童クラブの年間開所日数が当初の見込みを下回ったため、交付金の一部返還が生じました。これに伴いまして22節の償還金利子及び割引料の増額補正をお願いするものでございます。

○川村社会福祉課長 つづきまして、1番下の箱を御覧いただきまして、3項生活保護費、備考欄の職員人件費につきましては、人事異動に伴う職員構成の変動による増でございます。

○佐藤健康増進課長 43ページをお願いします。4款衛生費、1項保健衛生費、51目保健衛生総務費は、人事異動に伴う人員増による人件費の増です。

○直井こども包括支援課長 その下、6目の未熟児療育医療給付事業でございます。未熟児養育医療給付事業は、1歳未満のお子さんで出生児体重が2,000グラム以下であるか、指定医療機関の医師が必要と認め入院療育を行う未熟児に対し医療に係る費用の自己負担分について公費負担を行うものでございます。今年度は双子などの重症児が多く一人に係る医療費が増加しており、今後給費の不足が見込まれることから、増額補正をお願いするものでございます。

○山口教育総務課長 48ページお願いいたします。1番下の表でございます。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、職員人件費につきましては、人事異動等に伴う増減でございます。つづきまして、49ページをお願いいたします。2項小学校費、3目学校建設費、小学校施設大規模改造事業につきましては、学校体育館への空調設備整備を早期に進めるため実施設計に係る経費、12節委託料について増額をお願いするものでございます。

○塚本学務課長 次の箱になります。3項中学校費、1目学校管理費、備考欄中学校管理事務事業、17節備品購入費につきましては、土浦第一中学校、都和中学校及び新治学園義務教育学校に設置する製氷機の老朽化が著しいため、各校1台、計3台を更新するための備品購入費の増をお願いするものです。なお、特定財源としまして民間企業から寄附金103万7,000円を増額計上するものです。

○矢内生涯学習課長 49ページの1番下の枠を御覧ください。4項社会教育費、1目社会教育総務費、職員人件費の2節給料から4節共済費につきましては、人事異動による配置変動や職員の復職等に伴う経費の増減により補正するものでございます。

○関口博物館副館長 議案書49ページ、50ページを御覧ください。7目博物館費ですが、備考欄の職員人件費の2節給料、3節職員手当、4節共済費について、人事異動に伴う職員構成の変更による増額補正をお願いするものでございます。

○武藤図書館長 8目図書館費の補正は、2節給料から4節共済費につきまして育児休業に入った職員1名分の人件費減の補正でございます。

○日高スポーツ振興課長 次の箱の5項保健体育費でございます。1目保健体育総務費の職員人件費につきましては、人事異動に伴い職員構成の変動に伴う増額補正でございます。その下の3目体育施設費の水郷プール整備修繕事業につきましては井戸水

を活用し、水郷プールの適正な水温を確保するため、さく井設備工事を実施するための工事請負費を増額補正するものでございます。

○**渡辺学校給食センター所長** つづきまして、5目学校給食費でございます。説明欄の一つ目の丸、職員人件費は学校給食センター職員の人件費となっており、2節給料から4節共済費につきましては人事異動に伴い職員構成が変動したことから、減額補正するものでございます。二つ目の丸、土浦市立学校給食センター管理運営事業につきましては、子育て世帯の負担軽減を図るために令和5年10月から継続して実施しております市立小中学校、義務教育学校の児童生徒の給食費の無償化分の財源の一部に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当し、一般財源からの財源更正を行うものでございます。

○**山口教育総務課長** 29ページにお戻りください。第2表繰越明許費でございます。2行目の小学校施設大規模改造事業につきましては先ほど説明いたしました学校体育館への空調設備整備に係る経費で、年度内の事業完了が見込めないことから、繰越しをするものでございます。

○**日高スポーツ振興課長** その下、水郷プール整備修繕事業につきましては先ほど御説明いたしました水郷プールのさく井設備工事請負費で、年度内の事業完了が見込めないことから、繰越しをするものでございます。

○**川村社会福祉課長** つづきまして、30ページをお願いいたします。第3表債務負担行為補正を御覧いただきまして、表の上から二つ目の土浦市社会福祉センター指定管理者指定管理事業でございます。土浦市社会福祉センターにつきましては現行の指定期間が令和8年3月31日をもって満了となりますことから、新たに5年間の指定管理料の債務負担行為を設定するものでございます。指定期間は令和8年度から令和12年度まで、限度額は4億8,665万5,000円でございます。つづきまして、その下の新治総合センター指定管理者指定管理料でございます。こちらの新治総合福祉センターにつきましても現行の指定期間が令和8年3月31日をもって満了となりますことから、新たに5年間の指定管理料の債務負担行為を設定するものでございます。指定期間は令和8年度から令和12年度まで、限度額は1億7,393万円でございます。

○**白田障害福祉課長** つづきまして、土浦市障害者自立支援センター指定管理指定管理料は現在、土浦市社会福祉協議会を指定管理者として同センターの運営を行っておりますが、本年度をもって指定管理指定期間が満了となりますことから、引き続き令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間、同協会を指定管理者とするに当たり契約に係る委託料の債務負担行為を設定するものでございます。

○中山高齢福祉課長 次の土浦市老人福祉センター湖畔荘につきましては令和３年度から指定管理者制度により社会福祉協議会に指定管理をしておりましたが、指定期間が本年度をもって満了となることから、新たな３年間の指定管理料を債務負担行為を設定するものでございます。令和８年度から令和１０年度までの３年間で、限度額は８,３６１万６,０００円でございます。６行目の土浦市老人福祉センターうらの指定管理料でございますが、こちらにつきましては令和３年度から指定管理者制度により社会福祉協議会を管理指定管理者として管理運営を行ってまいりましたが、同じく本年度をもって満了となりますことから、新たに５年間の指定管理料の債務負担行為を設定するものでございます。令和８年度から令和１２年度までの５年間で限度額は３,０９７万円でございます。７行目の土浦市ふれあいセンターながみねの指定管理者指定管理料でございますが、こちらにつきましては令和３年度から指定管理者制度により株式会社ビートを指定管理者として管理運営を行ってきましたが、その指定期間が本年度をもって満了となることから、新たな５年間の指定管理料を債務負担行為として設定するものでございます。令和８年度から令和１２年度までの５年間で、限度額は３億８,０００万円でございます。

○矢内生涯学習課長 一つ飛びまして、荒川沖東部地区学習等供用施設指定管理者指定管理料についてでございます。同施設は今年度末をもって指定管理期間が満了となり、年度当初より指定管理業務に着手するため、指定管理料について債務負担行為を設定するものです。令和８年度から令和１０年度までの３年間、限度額は１８０万円でございます。つづいて、荒川沖西部地区学習等供用施設の指定管理者指定管理料です。東部地区と同様、指定管理期間の満了に伴い指定管理料の債務負担行為を設定するもので、令和１７年度までの１０年間、限度額は５５７万円です。

○田中委員長 御質問等ございませんか。

○吉田(千)委員 水郷プールに井戸を掘るということですが、この工事がどんなかたちで、どこにどういうふうにやるのか。後で結構なんですけど、目に見えるようなもので御提示いただけるものであれば、お願いしたいというふうに思った次第でございしますが、いかがでしょうか。

○日高スポーツ振興課長 ただ今の御質問でございますが、井戸をプールの敷地内に現在試掘をしておりまして、水を貯めておく受水槽、そちらのほうに井戸水を接続しまして水道水と井戸水を混ぜて水温を調整してプールに入れるようなかたちでございします。

○吉田(千)委員 ということは、受水槽というものがそもそもあって、そこに井戸水を入れてプールに流し込むということによろしかったのでしょうか。

○日高スポーツ振興課長 そのとおりでございます。

○田中委員長 今回の受水槽なんですけど、それは飲料水とは別でプールだけに行く受水槽ということでよろしいですか。

○日高スポーツ振興課長 プールのみの受水槽でございます。

○鈴木委員 今回の関連なんですけど、その受水槽は現在こういった場所に在りますか。

○日高スポーツ振興課長 プールの敷地に2か所ございます。

○鈴木委員 受水槽に井戸水を1回入れるということは、そこで井戸水が温まってしまう可能性があるんじゃないかなと思います。そうでなくても、外気の温度が高いわけですから。例えば地下に受水槽があって、温度の上がり方を下げるのであれば良いのですが、井戸水を1回炎天下の中にさらしたような場所の受水槽に入れて混ぜたならば、そこである一定の温度まで上がってしまったら井戸を掘る意味がなくなっちゃうんじゃないのかなと。井戸を掘ることには反対してないわけですね。だから、せっかく冷たい水を入れるのであれば、それが温度が上がらないような工夫というのを考えていらっしゃるのかどうかお答え願います。

○日高スポーツ振興課長 井戸水を受水槽に入れまして、今回初めてやることでございますので、実際、受水槽に溜まった水が出るまでに温まってしまう可能性もございますが、その水が今よりは低くなると考えておりますので、特に問題はないようなふうに考えております。

○鈴木委員 今回の答弁では、はっきり言って多額な予算で井戸を掘って良いとは判断できません。議会のほうは。要は高いものを低くするんだから、プールの中に入っている水よりも低い水を入れないと意味がないと。それが担保されるような仕組みとかシステムとかを提示してから提案をいただかないと、なかなかやっても無駄金になってしまうんじゃないかなと思うので、そこをしっかり場所も含めて。どこに井戸を掘ってどういうルートで受水槽まで地下水がいて、その受水槽の中の温度管理がどのくらいできるかというのを御提示いただければ。井戸水をじかで入れるのならともかく、1回受水槽に入れるということであるのであれば、受水槽の管理、温度管理が担保されてないと、簡単に議会で良いですよというわけにいかないです。だから、水位を下げるから井戸を掘るところまでは私個人的には賛成なんですけど、その先やっても無駄でしたでは済まないの。そこをきちんと担保したかたちで考えてきて御提示をいただきたいと思います。後ほどで結構です。

○日高スポーツ振興課長 後程お示しをしたいと思います。よろしくお願いします。

○平岡委員 そもそも水郷プールの水温は今年の夏は大体平均して何度ぐらいだったのでしょうか。これが1点で、先ほど鈴木委員もおっしゃいましたように、多分受水槽に入れるのには滅菌という狙いがあって受水槽に入れるのかなというふうに思ったんですが、鈴木委員のおっしゃるように、それでは本当に意味がない。私は直接

もうプールに入れるのかなっていうふうに考えて良いことだと思っていたんですけども。滅菌の兼合いと受水槽の中で水温が上がってしまうという問題等が本当にあると思うので、この辺のところを慎重に取り組んでいただければなというふうに思いました。

○日高スポーツ振興課長 今年営業の水温でございますが、7月の平均水温は31.1度、8月の平均水温は31.4度でございました。想定される井戸水の温度が16度から18度を想定しております。受水槽に溜まった水をプールに入れる間に、塩素消毒等をしてプールに水を入れるものでございます。

○平岡委員 正直なところ夏の水温なんですけれども、31.1度ということで私としてはそんなに高くないなと思いました。というのは、競泳用のプールは現在水温27度なんです。水泳連盟で決まっているのが。また、民間の屋内温水プールは30度なんです。それに比べてそこまで高くないなと。もちろん炎天下で大勢の人が入るということを想定すれば、31度でも暑くなっちゃうのかなというふうには思ったのですが、水温設定としてはそこまで高くないんですよねというのは私の意見でございます。

○日高スポーツ振興課長 日本水泳連盟の水泳指導教本におきましては、屋外プールの安全の目安としまして水温と気温を足した温度が65度以上になるときは適さないというふうになっております。水郷プールにおきまして、今年の該当日が7月は11営業日、8月は18営業日ございました。また、水温が33度を超えますと、水中に熱が逃げず体内にこもってしまいます。ということで、そういったリスクもございます。

○平岡委員 先ほどの井戸の話に戻りますけれども、私も鈴木委員同様、今の在り方ではちょっと納得できないなというのがございましたので、やっぱりその辺のところをしっかりと計画を立てていただければと思います。次に、先ほど債務負担行為という一覧があったと思うのですが、この指定管理料の限度額にすごく差があるのは、例えば荒川沖東部地区、西部地区というのは地元の方が管理するわけでしょうから、この金額なのかなと思ったんですけども。場所によってとても金額に差があるというのは、これはなぜですか。敷地の広さとか設備の数とかということによって、多分大分差があるとは思いますが。

○川村社会福祉課長 今の御質問ですけれども、主に人件費、管理する人件費を予算立てでしておりますので、そういった関係で費用の差が生じているものというふうに考えております。

○入野教育長 市役所全体ですけど、説明の中でまずはおわびしなければいけないのは、今回は債務負担についてお諮りをしてるわけですが、その額が御質問があった、

なぜこの額なんだということが一番論点でありまして、それ以前の御審議の時に指定管理者はこの方だよというふうに審議をいただきました。その後、その額がなぜこうなんだという説明がちょっと足りておりませんので、横断的なことで私のほうからお答えをします。本来、指定管理者制度は市の施設を本来は市役所が直営で運営をしなければいけません。ですが、これは国の制度で民間にできるものは民間にといううたい文句で、できるだけ例えばビルメンテ会社はビル管理ができるだろうということで、できるだけ民間委託を推進しましょうということで市役所に代わってお願いをするというスタイルでございます。その額は、市役所が直営で運営したときの実績でございます。ですから、内訳は人件費や施設設備費、運営全般の経費でございます。これはおそらくですが、各部各課、指定管理料を積算する時には、直近あるいは数年間の平均額、物価高騰等を勘案してそれを反映させて、その額を設定して指定管理料、複数年になります、そういうふうに積算して御提示しているものと理解をしております。

○福田委員 今の井戸水の件ですけれども、井戸水ですから当然水質検査もやりますよね。結構検査に期間が掛かりますけれども。井戸掘りの専門家がいます。この井戸の専門家の意見もよく聴いて、水質検査などもしっかりやっていただいて。水質検査で大きな問題がなければ、受水槽ということで一旦溜めなくても良い方法があるのかないのか。その辺は現場の方とよく相談してもらいたいですけれども。利用する期間はありますけど、予算は予算で決めなければならないですから。事前にもっとしっかり調べていただきたいなと思います。私も鈴木委員の考え方に賛成をいたします。大変でしょうけれども、関係者とよく相談して早く結論を出していただきたいなと思います。

○日高スポーツ振興課長 水質の検査でございますが、工事請負費の中で有害物質や細菌が含まれていないかなどの51目の水質検査を行います。また、水道水のようにプールに適切な量の塩素を投入し、水の安全を確保いたします。また、受水槽に入っている水温ですが、約30度になっている状況でございます。先ほどもお話ししましたが、井戸水は16度から18度の水が出ると想定しておりますので、その井戸水と水道水を混ぜて屋外プールに適した快適な水温を提供したいというふうに考えております。

○加藤教育部長 今のプールの件で補足をさせてください。まず、この井戸を掘るといふ掘削の考えなのですが、本来鈴木委員がおっしゃったように受水槽が温まってしまふということがあって、今年度受水槽に遮熱シートをカバーでかけまして、水温を下げられるかどうかを試してみたのですが、やはり遮熱シートだけではとても温度が全然下がらなかったという状況がありました。あともう一つ、直結管でプールに流す

という方法も考えたのですが、これも水道水の水自体がもう既に管を通ってくると27度前後になっているので、それを受水槽に溜めるとやはり同じだということがあったので、水道直結管もちょっと難しい。どうやって下げるかと言ったら、井戸水が16度から18度ということがあったので、まずはその井戸をくみ上げて受水槽に溜めると。温度が下がるだろうということで、井戸の掘削ということに考えにたどり着いたということになります。あと、井戸につきましては遠いところに井戸を掘って、管を通ってくるとまた温まってしまうので、受水槽の近くになっていまして、プールの入り口を御存じかと思いますが、体育館の向かい側のプールの正面の入口に入って左側、芝生広場側の受水槽がちょうど直結にあるのですが、その脇に井戸を掘るということです。本当に受水槽の近くに掘ると。掘るに当たっては2か所試掘をして、受水槽近くと少し離れたところと2か所やってみたのですが、受水槽近くが良いということになって、そこで井戸を掘るという計画になりました。しかし、実際の図面や工法についても詳しい御説明をするための資料を早々に作成して御提示しますので、御協議いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○吉田(千)委員 一番大事なのは受水槽に溜めるという、混合して流すということが一番良いというところの理解が進むようなかたちできちっと出していただきたいというのと、受水槽が今地表近くに出ているという今のイメージ、お話だとそうなのかなと思います。これを二重にするとか上に何かを。遮熱シートは全然駄目だったということであるのですが、何かもうちょっと対策があるのかどうか。まず、その辺も含めてちょっと御検討していただいた内容をきちっと出していただきたいと思います。とても高い金額ですので、本当は鈴木委員がおっしゃったように、きちっとそこのところについて私どもが納得できないと前に進めないなという思いがありましたので、是非ともその点よろしくお願いいたしますと存じます。

○加藤教育部長 吉田委員のおっしゃるとおりに、資料をお出ししますが、直近でこの近隣では、いこいの村潤沼が直結で井戸水でやっているようです。あと、遮熱シートも効果がないというよりは、上がらなかったんです。ですので、遮熱というよりは、上がらなかったんです。ですので、遮熱シートをして30度が25度ぐらいになればという思いでした。そこまではなくて上がりはしなかったので、一定の効果はあるんですけども、要するに冷却まではいかなかったという結論に至ったということでございます。

○田中委員長 私からもよろしいですか。多分受水槽の大きさにもよって井戸水なので、大なり小なりタンクがあると思います。そこに水道水と一緒に混ぜるよりは、井戸水だけだったら井戸水だけを使っていけば、そんなに温度上がらないのかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員 今日では事前でも何でもなく予算を通す場なのですね。その時に曖昧な要素の答弁の中で、普通なら否決です。ただ、井戸を掘ることに対してだけの予算ということで理解をさせていただければ、賛成はできます。その後の受水槽の温度管理等含めて水の量と二つの温度差が分かれば、中学生でも何度の水と何度の水を何リットルと計算できるわけですから。もっと緻密な計算は業者さんができると思うので、今回は井戸を掘るだけの予算という理解で。皆さんどう思うか分かりませんが、私は賛成しようと思います。普通は採決できませんからね。この曖昧な状態では。私たちは予算を通すのが仕事なんだけれども、予算を通す材料としてきちんとしたエビデンスがなければ通せませんから。だから、今日は本当に井戸を掘るための予算で、その先の温度管理は温度管理で新たに御提案をいただいて、それはまた工事として入れるべきかどうか判断しますので。滅菌を含めて。水郷プールは今非常に人気があって、他県、他市からも多くの来場者がいるので、土浦としてはこれはきちんと整備しないといけないというところがありますので、その点を踏まえて今日は本当に井戸を掘る予算だけですよという認識で、これは委員長報告にも入れてほしい部分です。このままなし崩しには通すことはできないので、そこは条件を付けさせていただきたいなと私は思います。

○吉田(千)委員 鈴木委員がおっしゃっていただいたとおりにいうふうに思いますので、その後はしっかりとまたお話を伺ってということで。井戸を掘る予算ということでの承諾はしたいというふうに思いますので、私はこの予算に関しては賛成という立場でお話をいたします。

○田中委員長 では、順番で。勝田委員。

○勝田委員 私も鈴木委員と同じ考えで結構です。どういう検討をしてどういうかたちでやっていくのかというような詳細説明は後ほどいただけるということで、いつぐらいになるのでしょうか。

○入野教育長 熟慮をしていただけるように、できるだけ早期に提出したいと思います。よろしくお願いします。

○平岡委員 私も鈴木委員と同じ考えです。早急にまたよろしくお願いします。

○根本委員 私も鈴木委員と同じ考えです。

○福田委員 私も同じ意見でございます。

○矢口副委員長 この予算書で設備工事費となっていて、私は井戸を掘る工事の費用だというふうに当初から理解しておりましたので、鈴木委員の意見に賛同いたします。説明があったかもしれないのですが、改めて確認をさせてください。試掘をした際に、当然水質も確認されていて水質には問題なかったんですよね。

○日高スポーツ振興課長 試掘は年内これからになります。

○矢口副委員長 掘ってみないと水質分からないということですね。

○田中委員長 最後に私からも。先ほどの井戸を掘ってというのは良いと思うのですが、温度が高いのであれば、井戸水だけを使っていたければそこまで上がらないと思いますので、検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。ほかに何かございませんか。

○鈴木委員 話題は社会福祉費のほうに変わりますが、39ページ、国保の特別会計の繰出金、介護保険の特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金ということで、三つ全部話をしてしまうと長くなってしまうので、介護保険特別会計繰出金のところで代表して質問しようと思います。まず、私たちの初歩の認識として介護保険の国の財源構成は私の理解では1号、2号の保険料が50%で、公費が50%という理解でよろしいですか。

○中山高齢福祉課長 そのとおりでございます。

○鈴木委員 そうすると、今回介護保険料を戻すわけですが、補正額の財源内訳に国・県支出金、地方債、その他一般財源等書かれていますが、介護保険繰出金はこの中の国・県支出金と一般財源にのみ戻すのですか。地方債とその他は関係ありませんか。

○中山高齢福祉課長 一般財源のほうに戻すものでございます。

○鈴木委員 そうすると、国・県支出金のほうには戻さない。一般財源のみという理解でよろしいですか。

○中山高齢福祉課長 そのようになります。

○田中委員長 ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 それでは、賛否を確認いたしたいと思います。議案第92号について賛成とする方は挙手をお願いいたします。

(7名全員挙手)

○田中委員長 全員賛成でございます。最後に、分科会全体を通して分科会会長報告書に盛り込みたい意見等はございませんか。

○鈴木委員 水郷プールの件についてお願いいたします。

○田中委員長 それでは、先ほどの水郷プールの件について、分科会長報告に盛り込むということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○田中委員長 それでは、水郷プールの件で先ほど協議したことを盛り込みたいと思います。ほかにはございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長　ないようなので、以上で審査を終了いたします。予算決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。